

回 覧

令和4年7月28日

各 自 治 会 長 様

小清水町長 久保 弘志

お盆期間のごみ収集及びごみ受入れについて

平素より、環境衛生事業の推進につきまして、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて標記につきまして、別紙のとおりお盆期間におけるごみの収集及び受入れ日程をお知らせいたします。

つきましては、貴自治会内に周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 周知文書 お盆期間のごみ収集とごみの受入のお知らせ

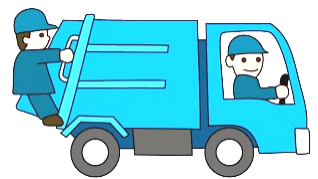
【お問い合わせ先】

役場町民生活課住民活動係 TEL:0152-62-4472

お盆期間のごみ収集と ごみ受入のお知らせ

【ごみの収集について】 8月16日（火） 休み

8月16日が収集日となる地区の皆さまは、次回収集日をご利用くださいますようお願いいたします。



【各施設の開設日について】

《最終処分場》 8月16日（火） 休み

上記以外は、通常どおりの開設となります。

※通常開設日

○火、木、土：9時～17時（12時～13時除く）

○日、祝・祭日：13時～17時



《リサイクルセンター》 通常通り開設します

※通常開設日

○月・水・金：13時～17時

○土：9時～15時（12時～13時除く）



うら面もご覧ください→

【うら面】

町からのお願い



ごみの処分方法と分別方法は必ず確認

1. ごみの適切な分別について

○各種ごみの分別につきましては、町民の皆さまのご協力により処理を行っているところですが、

- 一般ごみに分別可能な生ごみが混入している
- 生ごみにプラスチックや金属等が混入している
- ビンと同じ色のプラスチック容器等、資源ごみに一般ごみが混入している

といった、分別不十分なごみを収集するケースが散見されます。

○本町では各種ごみの分別による資源ごみのリサイクルや生ごみの堆肥化を通じてごみの有効活用と減量化に取り組んでいます。

○各種ごみの処理過程において異物混入があった場合には、処理業者が手作業で異物を除去する等、ごみの有効活用と減量化に支障が出てしまいますので、ごみの適切な分別について今後ともさらなるご協力をお願いいたします。

2. ごみ処理場への持ち込みについて

○一般ごみ等を直接ごみ処理場へ持ち込む場合、事前計量後に各ごみを所定箇所へ置き、事後計量を経て重さに応じ処分料金（10 kg 70 円。指定袋使用時は料金不要）を納付いただきます。

○危険物や家電リサイクル法 4 品目等町が受け入れしないごみや、粗大ごみが小型家電として捨てられる等正しく分別がされていないごみが多く見られます。最終処分場での計量時に廃棄物の確認徹底を図る等、廃棄物の適切な処分に取り組んでおりますので、皆さまのご協力をお願いいたします。

○処分料金の支払いに関し、可能な限りお釣りが発生しないようご協力くださいますようお願いいたします。

【お問い合わせ先】 役場町民生活課住民活動係 62-4472（課直通）